

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和7年度地籍調査事業計画を以下のとおり定めましたので、同条第5項の規定により公表します。

1. 国土調査として指定された年月日

令和7年5月9日

2. 調査を行う者の名称

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、安堵町、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、河合町、下市町、天川村、野迫川村、十津川村、川上村及び東吉野村

3. 調査地域

奈良市都祁吐山町、針町、二名二丁目、鶴舞東町及び学園朝日町の各一部の地域

大和郡山市稗田町の一部の地域

天理市南六条町及び山田町の各一部の地域

橿原市大谷町及び慈明寺町の各一部の地域

桜井市三輪の一部の地域

五條市岡町（西岡、有家）、御山町、野原東六・七丁目、野原中六丁目及び中町、大津町の各一部の地域

御所市北窪及び伏見の各一部の地域

生駒市東生駒一丁目、東生駒二丁目及び東生駒三丁目の各一部の地域

香芝市高の一部の地域

宇陀市榛原篠楽の一部の地域

山辺郡山添村大字大西及び春日の各一部の地域

生駒郡平群町大字白石畑及び平等寺の各一部の地域

生駒郡斑鳩町稲葉車瀬の一部の地域

生駒郡安堵町大字窪田の一部の地域

磯城郡三宅町三河の一部の地域

宇陀郡曾爾村大字伊賀見の一部の地域

宇陀郡御杖村大字土屋原の一部の地域

高市郡高取町丹生谷の一部の地域

北葛城郡上牧町南上牧、中筋出作、三軒屋の各一部の地域

北葛城郡河合町佐味田の一部の地域

吉野郡下市町大字広橋の一部の地域

吉野郡天川村塩野、滝尾及び広瀬の各一部の地域

吉野郡野迫川村北股の一部の地域

吉野郡十津川村大字谷瀬及び上野地の各一部の地域

吉野郡川上村大字伯母谷、大迫、白河渡及び西河の各一部の地域

吉野郡東吉野村中黒の一部の地域

4. 調査期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで